

身近な人からの暴力

～大切な人を救うためにできること～

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力という意味で使われる言葉です。このDVの背後にある家族の関わりについても、近年、注目されています。DVは、夫婦やパートナーの問題と考えられがちですが、同じ家庭にいる子どもの発達やその後の成長にも、大きく影響を及ぼすといわれています。

産婦人科医から見たDVの現実と、大切な人が被害者になってしまったとき、周りの人ができることについて学びます。

日時 11月28日(木) 14:00～15:30

場所 呉市役所7階(呉市中央4丁目1番6号)

講師 河野産婦人科クリニック

こうの みよこ

院長 河野 美代子 さん



略歴 1972年 広島大学医学部医学科卒業。医師免許取得。同大学医学部産婦人科学教室入局。
1981年 土谷総合病院 産婦人科部長 就任
1990年 河野産婦人科クリニック 開業
現在 特別養子縁組あっせん事業者。ボランティア団体「広島エイズダイアル」代表。にんしんSOS広島顧問。
NPO法人性暴力被害者サポート広島理事(広島県性被害者ワンストップセンター委託)
週二回のクリニックの休診日には、性教育の講演で全国に飛ぶなど、執筆や講演に幅広い活動している。
著書 「さらば悲しみの性」(高文研)「新版さらば悲しみの性」(集英社)「気がかりなんだ」(第一学習社)ほか多数

申込 10月23日(水)から

定員先着50人。電話または専用QRコードで、人権・男女共同参画課へお申し込みください。※氏名・住所・電話番号(Webフォームの場合はメールアドレスも)が必要です。無料。

※手話通訳が必要な方は、11月7日(木)までに人権・男女共同参画課へご連絡ください。

QRコード



【申込・お問い合わせ】

呉市 人権・男女共同参画課 〒737-8501 呉市中央4丁目1-6

TEL：(0823) 25-3476 E-mail：zinken@city.kure.lg.jp

「女性に対する暴力をなくす運動」期間 (11月12日～25日)

夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメントやストーカー行為など女性に対する暴力は、心や体を傷つけるだけでなく、女性の人権を著しく侵害するものであり、絶対に許すことができません。

こうした女性に対する暴力を根絶するため、毎年11月12日～25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、各地でさまざまな取り組みが行われています。

この機会に、女性への暴力を許さない社会を目指し、わたしたち一人ひとりができることを考えてみましょう。



パープルリボンは、女性に対する暴力根絶運動のシンボルマークです。

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」(11月)

あなたの電話が親子を守る

児童相談所虐待対応ダイヤル^{いちはやく}189

児童虐待は子どもの生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残します。子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」を社会全体で守るため、11月を「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」と定め、児童虐待問題に対する理解を深めてもらおうと各地でさまざまな取り組みが行われます。

この機会に、すべての子どもが虐待を受けずに、健やかに成長できる社会を目指し、わたしたち一人ひとりができることを考えてみましょう。



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。